

研究倫理上の不正行為について(学生用)

大学では、レポート（小論文）の作成を課されることが多くあります。また、卒業時には卒業論文を課される学生も多いでしょう。レポート執筆をはじめとする研究活動に際しての決まりごとは「研究倫理」と呼ばれ、誰もが守らなければならないルールとされています。この資料では、研究倫理の中でも絶対に行ってはいけない「不正行為」の代表例や注意点などを紹介します。最後までよく読み、皆さんの今後の研究活動に役立ててください。

1. 「不正行為」の例～「盗用」は特に注意！～

下の表のとおり、不正行為にはさまざまな種類があります。中でも「盗用」は自分で気付かないまま行ってしまうことがあるだけでなく、相手の著作権を侵害したとして、法律上の問題となる恐れがあるため、特に注意が必要です（いわゆる「コピペ」も盗用に該当します）。

不正行為の例	定義
捏造（ねつぞう）	存在しないデータ、研究結果等を作成すること
改竄（かいざん）	研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
盗用（とうよう）	他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること

※文部科学省『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』を参考に作成

2. 不正行為とならないための注意点～「引用」を正しく理解する～

レポート作成の中で他者の意見を扱う際は、「引用」というルールを正しく理解することが大変重要です。引用のルールの主なポイントは次のとおりですが、学問領域によって異なることがあります。指導教員に確認してください。

[引用のルールの主なポイント]

- ◎引用する文章を「」や『』でくくる
- ◎文章が長い場合は、2字下げで数行にわたり原文通りに提示する
- ◎要約して掲げ、「～と〇〇は指摘している」などの文言を付け加える
- ◎レポートの最後に参考文献・引用文献一覧を付記し、引用元を明らかにする
- ◎注釈で引用元を明記する



3. その他の守るべき研究倫理

その他の研究倫理の中で、皆さんの研究活動に関わる可能性が高いものをご紹介します。

- ◎人体実験などを対象にした「ヒトを対象とした研究倫理」
- ◎利益関係により適正な判断が損なわれていないか確認する「利益相反管理」
- ◎研究データの保存と開示のルールを定めた「研究データ管理」

これらはあくまで代表的なものです。指導教員の指示に従い、ルールを守って日々の研究活動に励んでください。

◆関連トピックス・安全保障輸出管理上の注意事項について

「安全保障輸出管理」とは、日本を含む国際社会における平和と安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能なものや技術などが、核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている懸念国やテロリスト集団などの手に渡らないようにするため、武器そのものを含めて輸出規制を行うことです。

大量破壊兵器などの開発に用いられるおそれのある貨物や技術情報を国外に持ち出すことには、法律上の制限があります。そのため、渡航する際の機器の持ち出しや技術情報の国外への送信を行う場合は、特に注意が必要です。

安全保障輸出管理に関する知識を高めることで、研究活動の一環として渡航や海外とのやり取りを行う際、トラブルに巻き込まれる可能性を下げることができます。詳細は下記リンクをぜひご覧ください。

◎経済産業省ホームページ「安全保障貿易管理」

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

◎一般財団法人 安全保障貿易情報センター「輸出管理の基礎」

https://www.cistec.or.jp/export/yukan_kiso/index.html